

論説

サイバー補導の現状と課題 ～不良行為少年の補導活動の拡大化～

矢 作 由 美 子

1. はじめに
2. 出会い系サイトやコミュニティーサイトのリスク
3. サイバー補導とは ～実施要領からみた流れ～
4. サイバー補導の実態 ～聞き取り調査を踏まえて～
5. 今後の課題
6. おわりに

1. はじめに

近年、インターネットに起因する福祉犯被害が増加している。そこで警察は、出会い系サイト等を利用して組織的に児童買春の周旋を行うなど、悪質性の高い福祉事犯については、児童福祉法違反等の摘発とともに、被害者保護をおこなっている。その内、警察庁が発表した 2014 年の人身取引事犯のうち 1 件は、滋賀県の高校 1 年の少女が無職の男性らによって売春をさせられていた事件で、これはサイバー補導を端緒に被害が判明した事件であった（日本経済新聞、2015 年 2 月 19 日夕刊）。警察庁は、このよう状況を極めて憂慮すべき状況にあるとし、従来のような街頭補導だけでは、福祉犯被害の防止を図ることは困難であり、その対策が急務との認識により警察庁は、2013（平成 25）年 10 月 10 日付で警察庁丁少発第 143 号通達「サイバー補

導の推進について」(以下、「サイバー補導の通達」と称する)を発出している。その通達を受けて、2013年10月21日より警視庁及び道府県警察本部少年課において、サイバー補導の取り組みが全国で実施されることとなった。

ネット上のパトロールともいえるサイバー補導とは、児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、客を装った警察官が書き込みを行った少年と接触を図り、不良行為少年の取扱いに基づき、直接、注意・指導(継続補導を含む)する少年警察活動の一つである。その目的は、インターネットに起因する福祉犯から児童を保護し、その健全育成を図ることにある。

警察庁少年課は、「サイバー補導の現状と今後の取組について」(2015年3月12日広報資料)において、この間の実績を発表している。2014(平成26)年中をみると¹、「現場接触できなかった件数」は、11,051件あった。これは、試行開始の2013年4月15日～2013年12月末までの「接触できなかった件数」904件に比べ大幅に増加している。補導人員については、2014年中が501人(18歳未満439人、18・19歳62人)で、試行開始～2013年12月末までの197人(18歳未満158人、18・19歳39人)と比べて約2.5倍増えている。特徴としては、補導した児童の6割が非行・補導歴がなかったことである。

「サイバー補導」の先駆けは、静岡県警少年課のサイバーパトロールの活動を起源とする。その活動報告を受けた警察庁は、試行する10か所を指定し、2013(平成25)年4月15日から同年9月末日までの間、試行を実施した。指定先となったのは、警視庁及び北海道警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、大阪府警察、兵庫県警察、広島県警察、福岡県警察の少年課である(なお、広島は少年対策課、警視庁は少年育成課と名称が異なるところもあるが、本稿では、「少年課」とする。)。その試行結果を踏まえて、2013(平成25)年10月21日から始まったサイバー補導は、あっという間に、少年たちの知るところとなり、警戒されるようになっていった。

そこで、本稿では、まず出会い系サイトやコミュニティサイトのリスクについて概観する。筆者は、2014年3月から同年12月までの間、試行に取り組んだ10か所のうち、北海道、埼玉、警視庁、神奈川、愛知、大阪、広島、

福岡の 8 か所と岩手、京都、長野（電話のみ）、静岡（電話のみ）の都道府県警察本部少年課を対象として聞き取り調査を実施した。本稿では、その結果を踏まえて、サイバー補導の現状と今後の課題について明らかにしていく。

なお、サイバー補導に関しては、警察は「児童」という言葉を、特に福祉犯被害のところで、頻繁に使用している。サイバー補導の実態をみれば、補導対象は、「18 歳未満」、「18 歳高校生」、「18 歳～19 歳を含む」となっている。少年法は 20 歳未満を「少年」としており、「児童」（18 歳未満）を包摂している。そこで、本稿では、18 歳未満の者に限るとき、「児童」という言葉を用いることにする。

2. 出会い系サイトやコミュニティサイトのリスク

1 出会い系サイトの変遷とそのリスク変化

出会い系サイトや SNS（Social Networking Service）などのコミュニティサイトがきっかけで犯罪に巻き込まれる事件が増え、主に少女が被害に遭う児童福祉法違反などの事件が急増している。出会い系サイトは「割り切りの出会い」ともいわれ、「罪種別」から被害児童数をみると「児童買春」の被害が一番多い。「コミュニティサイト」では、青少年保護育成条例違反の割合が高くなっている。急増の背景には、児童の周りのインターネット端末の変化がある。特に、児童を取り巻くネット環境をみると、スマートフォンからのアクセスだけでなく、ネット接続可能な学習用のタブレットや、携帯ゲーム機、音楽プレーヤ、薄型テレビなど、身近にある機器からインターネットの利用が可能となっている。

特に、児童がはじめて持つ自分専用のインターネット端末は、携帯型ゲーム機というのが最近の実態である。その自分専用の携帯ゲーム機からインターネット接続機能を用いて、気軽にゲーム内で「友達や知人を増やしたい」という気持ちから相手と連絡を取り合うことに迷いや抵抗感は薄い。その結果、見知らぬ相手方に悪意の存在があることを知らずに「騙される」といった、低年齢の被害児童が増えている。例えば、児童ポルノ（製造、提供）被

害が典型例で、なりすましの男の存在や危険性を認識しないまま自分の裸の画像を送信してしまった画像は、一旦インターネット上に流出すれば、画像のコピーが繰り返され、その全てを回収することは難しくなる。

増加する性の低年齢化については、援助交際が社会問題化した 1990 年代半ば以降、加速していった²。まさに、援助交際は、女子高生の商品化を高め、形式や規模を変えながらも、素人による個人事業として存続してきた³。その背景には、1995 年頃から増え始めたパソコン向け出会い系サイトや、1999 年以降急増した携帯向け出会い系サイトが、風俗形態に大きな影響を与えた。特に 1999 年に発売された NTT ドコモの i モードの誕生以降は、携帯電話で気軽にインターネットが出来るようになったため、新携帯向け「出会い系サイト」が続々登場した。こうして、売り手である少女側のネットワーク環境の変化は、彼女たちの性への意識を変容させ身近なものとなっていた。

さらに、その変容を加速させたのが、無料の通話・メールアプリ「LINE」サービスの開始である（2011 年 6 月）。またたく間に、若者層に人気が浸透し中高生の間ではフィスブックよりも速いペースで普及していった。「LINE」の登場は、若者層のコミュニケーションツールのパラダイム転換といわれており、ID 交換掲示板サイトを利用しているため、もはや、10 代の若者は、個人のメールアドレスを自力で取得しなくなっている。なかでも、「無料アプリ」は人気で、各ユーザーが任意の文字列による ID をもつことができ、マッチング機能（友達自動登録機能）がある分、逆に検索も容易になることから、ユーザーのプロフィールを知った者が、援助交際や詐欺などに悪用するケースが増え続けている。

2 インターネット利用に起因する児童の福祉犯被害状況

スマートフォン等の普及により、精神的にも未熟な児童による援助交際の書き込みが後を絶たない。異性と出会うことを目的としたアプリ（GPS 機能と連動）を利用し、わいせつな行為をされる児童買春、児童福祉法（淫行）等の福祉犯被害が急増している。福祉犯については⁴、「少年警察活動規則第 37 条の規定に基づき警察庁長官が定める福祉犯について」（平成 25 年 4 月 4

日付警察庁丙少発第6号)に基づき、「福祉犯(児童買春に係る犯罪, 児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪その他の福祉を害する犯罪であって長官が定めるものをいう。)」が規定されている⁵。なかでも性非行に関する福祉犯は, 児童買春・児童ポルノ禁止法, 児童福祉法, 青少年保護育成条例, 売春防止法などの法令の違反が主なものである。また, 性に関連する福祉犯で保護された女子少年の取扱は, 「性非行で補導した女子少年」⇒「性の逸脱行為で補導した女子少年」⇒「性の逸脱・被害行為で補導・保護した少年」というように変遷してきた⁶。

近年のスマートフォンの急速な普及によって, 低年齢層にまで利用が広がっている状況下に保護者の注意はとどいていない。むしろ社会一般が, より児童を性の対象とする傾向にあるといえ, また, それにより児童自身も売買春への敷居がより低くなっている分, インターネットに起因する福祉犯被害が増加している。

警察庁少年課がまとめた「平成25年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(平成26年2月27日)の報告書をみると, 図1に示すように, 「出会い系サイトに起因する被害児童数」の推移は, 2008(平成20)年のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下, 「出会い系サイト規制法」とする。)の改正以降, ①禁止誘引違反者の検挙や, ②無届サイトの取締り等を理由に, 減少傾向にある。「被害児童の年齢別」をみると, 「出会い系サイト」は, 「16歳以上」が半数以上を占め, 被害児童の年齢が少し高くなっている。それに比べて「コミュニティサイト」は, 「15歳以下」が半数以上と, 低年齢化がみられる。

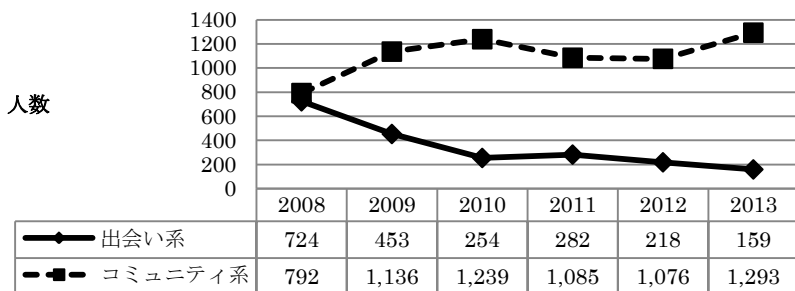
「コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童数」は, 2008年から2010年まで増加し, 2011(平成23)年が1,085人と初めて減少に転じた。そして翌年以降, 減少傾向がみられたが, 2013年には, 1,293人と上昇している(図1)。

その理由の一つには, facebook 連携アプリとGPS系アプリの増加をあげることが出来る。すぐに出会いを求めるユーザーにとっては, LINE, カカオトーク等の「相手探し」アプリの利用者の増加につながっている。しかし,

そこにはスピーディに出会えるメリットもある一方で、売上げに困った出会い系サイト運営企業からの転身組が混在しており、詐欺や犯罪行為目的の運営も多く危険が伴う。

また、最近では、暴力団員が援助交際をしている児童を狙い、客を装って近づき、因縁をつけて組織的に売春を強要する事件など、援助交際の勧誘を装った、組織的な児童買春の斡旋など手口も悪化している。

図1：出会い系サイト・コミュニティサイトに起因する被害児童数



3. サイバー補導とは ～実施要領からみた流れ～

1 サイバーパトロールによる不適切な書き込みの発見

サイバー補導の活動は、いずれの都道府県警察においても、サイバー補導の通達（警察庁丁少発第143号）で示されている通り「実施要領」に従い行われている。その目的については、「児童が援助交際を求める等のインターネットの不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導するサイバー補導を実施し、援助交際を防止することにより、インターネットに起因する福祉犯から児童を保護し、その健全育成を図ること」とする。

体制については、まず、①各都道府県警察の実情に応じて、サイバー補導に対応できる体制を計画的に構築すること。②インターネット上において書

き込みをしている者が主に女子児童であることが想定されることから、女性警察職員の活動に配慮すること、が示されている。さらに実施要領（1）のサイバーパトロールの運用に従い、「出会い系サイト規制法」（平成15年法律第83号）に規定する禁止誘引行為（同法6条5号を除く）及び、売春防止法に抵触する場合は、犯罪捜査へと移行することになる。また、不適切な書き込みについては、「各都道府県警察の運用により適切に対応すること」とされている。

実際の運用をみると、サイバー補導の運用の部署については、主に都道府県警察本部の少年課の育成担当係と福祉犯捜査係が中心となり、そのいずれが担当するかで補導の流れに違いがみられる。また、スマートフォンの台数によっては警察署の少年課、あるいは少年サポートセンターの職員と連携をとりながら、コミュニティサイト等を検索して、サイバー補導の対象となる書き込みを発見することに努めている。運用部署のスマートフォンの利用については、各都道府県警察において「サイバー補導専用スマートフォン運用要綱の制定について」（生活安全部長通達）に基づき、管理体制を構築したうえで、実施担当者（生活安全課員あるいは少年課員）を指定し利用している。

サイバー補導の対象となる書き込みについては、インターネット上で「児童と思料される者」による「援助交際等」としている。「等」と書かれているのは、当面「下着販売」目的が該当する。なお、ここでのインターネット上とは、「コミュニティサイト等」とされている。「検索対象サイト等」は、複数存在するサイトから、主なサイト約20数件に絞り効率化を図っている。その中でも、「下着販売掲示板」、「神待ちサイト」、「無料通話アプリ掲示板」等を利用して小遣い稼ぎが出来る新たな掲示板が次々に登場してくることから、担当者は、年間、数千件にも及ぶ書き込みを検索し不適切な書き込みの発見に努めている。しかし、警視庁のように専従の担当者を2人配置しているところは例外であり、それ以外の道府県警察は、本部少年課員が、他の業務を遂行しながら、複数の担当でサイバー補導の対応に当たっているのが現状で、その発見に追いついていない。

2 交信作業の実施

サイバー補導の交信作業の実施については、担当警察官が複数ある交流サイトや出会い系サイトをチェックし、不適切な書き込みを発見した後、その書き込みを行った者と現場で接触できるよう客になりすまし、メール、掲示板（例えば、友達募集掲示板や使用済み下着掲示板など）への返信を行う。

ただしネット上には多数の掲示板が存在する上、検索した中から、一つひとつチェックをして、発見した相手と上手く交信が出来るのはほんのわずかで、例えば 80 件から 90 件発見しても交信できるのは、その約 4 分の 1 あるいは 3 分の 1 程度である。交渉が始まってからも、相手は同時に複数の交渉相手を持ち、交渉内容を比較しながら、より良い交渉相手を探している。当然、その交渉内容（金額や時間、指定場所、写メの要求など）に合致しなければ不成立となる。ようやく、交渉がまとまり「会いましょう!」となっても、相手が確実に約束の場所に来るとは限らない。結局のところ、不適切な書き込みを発見し、現場での接触にこぎつけられるのは、ほんの数%程度である。

また、交信時の年齢確認については、サイトへの書き込み年齢を見て、ある程度の線引きをおこなっているようである。例えば、交信中に無理のない範囲で、「大学生ですか?」「若い子希望なんですが・・・」といった程度の年齢の聴取は行っているが、ネット上であるため、実際は現場で接触してみないと本当の年齢はわからない。

現場設定に向けた交信作業の留意点については、「対象者に対し性交等又は対象供与を示して援助交際を誘因する内容のメール等を送信しないことはもちろんのこと、こちらから積極的に身分を仮装する人定事項等を書き込んだり、金額等を提示したりするなど、児童や保護者の信頼を損ねるおそれのある書き込みをしない」（木原 a, p.33, 木原 b, p.16）といった注意事項がある。この注意事項の遵守も交信作業の効率があがらない一因といえるだろう。

3 現場接触及び補導の実施

サイバー補導では、メール等の交信により、対象者と現場で接触することになる。接触した結果、「18 歳未満と判明した場合はもとより、年齢が 18 歳又は 19 歳であった場合についても、不良行為少年として補導を実施し、

当該少年に対し指導・助言を行うとともに、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡の上、必要な監護又は指導上の措置を促すこと」と、実施要領に明記されていることから、これに基づき 18 歳・19 歳も補導が可能となっている。よって道府県警察は通達通り、対象年齢を広げて補導しているが、警視庁はこれまで対象年齢を 18 歳未満としてきたが、2015 年 1 月からは、「18 歳の高校生」も補導対象に加えることで、JK ビジネスへの取締の強化を狙った運用が開始された。

現場接触の体制については、「複数の勤務員で対応することとし、少年であることを十分考慮した上で、児童の逃走や美人局等を想定した体制を確保するなど、各種事故防止に留意すること」と実施要領に示されており、木原によれば、「警察であることを知った児童が狼狽し、現場から逃げ出そうとしたり、また、現場接触した者が美人局の方法で金銭を脅し取ろうとするグループの一員で反撃されたりすることも想定されることから、複数の勤務員で対応し、現場接触時の体制や役割分担、応援体制の確保等に努めるなど、各種事故防止に留意すること」とある。その上で、「児童から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合には、人目につかないように配慮するとともに、各種事故防止や少年への配慮の観点から、速やかに警察施設へ任意同行するなどして、落ち着いた場所で行う。」といった、不良行為少年の取扱いに対する配慮が示されている（木原 a,p.33, 木原 b,pp.16-17）。

4 不良行為少年の「種別」とサイバー補導について

サイバー補導による補導の不良行為少年の「種別」については、各都道府県警察は少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則 20 号）及び「不良行為少年の補導について」（平成 20 年 10 月 17 日付警察庁丙少発第 33 号）の別表「不良行為の種別及び態様」にしたがって、その別表にある「16 不健全娯楽」（例えば、出会い系サイトの利用、風俗営業への立ち入り）か、あるいは、少年が自ら買春の相手方となるなど、少年の健全育成上支障のある性的行為を行っていると認められる場合は、「14 不健全性的行為」（例えば、一時の快楽を目的とした性交、買春の相手方となる行為、性風俗特殊営業での接客）を適用しているところが多い。

ただし、警視庁、神奈川県警、及び愛知県警（聞き取り調査段階では検討中）では、「別表」の「17 その他：警視總監又は都道府県警察本部長が、不良行為の種別を指定」に該当させており、その「指定行為」（火遊び、落書き、無断立入、座り込み、有害図書携帯、生セラ等利用、盛り場はいかいなど）に、サイバー補導を加え、コミュニティサイト等での不適切な書き込みへの補導に取り組んでいる。従って、サイバー補導による不良行為少年の補導については、各都道府県警察の運用と、管内の情勢に応じた効果的な補導の推進に努めるほか、不良行為の段階での助言又は指導を的確に行うことにより、少年の立直りを促すとともに、被害少年について適切な保護の措置をとることになっている。

5 サイバー補導における留意事項

サイバー補導の実施要領には、いくつかの留意点が示されている。まとめると、以下の6つを示すことができる。まず、対象者が主に女子児童であることが想定されるとして、①女子警察職員の活用に配慮する。②児童買春、児童ポルノ事犯や売春の周旋等の福祉犯の被害児童である可能性があることなどから、サイバー補導を実施するに当たっては、少年育成を担当する部門と福祉犯捜査を担当する部門が連携を密にして、被害児童の早期救出と被害の拡大防止に努めること。そして、③補導した児童に対する継続的な支援・補導が必要となることが想定されることから、専門的な知識及び技能を有する少年補導職員の活用についても配慮すること。

さらに、④インターネット利用による少年サポート活動に対する積極的な協力を行うこと、⑤少年の規範意識の醸成のために、非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等において、サイバー補導の実例を紹介する。また、インターネットの利用に起因した少年の犯罪被害状況等の情報提供を行い、インターネットの適切な利用に関する広報啓発活動を推進することに努める。

特に、⑥「業務管理の徹底」については、サイバー補導の通達により、「警察本部少年課の幹部は、サイバー補導の実施要領等について教養を実施するとともに、交信作業や現場接触等の実施状況を適宜確認するなど、業務管理

を徹底すること」とある。また、少年課の幹部は、担当者が、児童に対し性交や金銭の供与を示して、交際を誘引するメールを送らないよう注意し、かつ、接触後、児童や保護者から「警察が誘った」「金額がよかったから誘われた」といった苦情が寄せられないよう、業務管理することが求められている（木原 a,p.34, 木原 b,p.17）。しかし、サイバー補導は、対象児童と会うことを前提にした活動である以上、少年課の幹部による交信内容の確認はもとより、現場では、担当者個人に託すというよりは、少年課全体のチームワークによる互いの監視の目をもちつつ、児童や保護者の信頼を損ねない対応しているのが現状である。

4. サイバー補導の実態 ～聞き取り調査を踏まえて～

1 サイバー補導の始まり ～静岡県警の取り組みから～

静岡県警少年課は、2009年7月頃から出会い系サイト等の掲示版を中心に、パソコンと携帯電話を使用しサイバーパトロールを始めた。半年間の結果は、出会い系サイトなど計6,017を検索し、27人を補導している（検索数の0.4%である）。筆者は、2014年10月、同県警少年課に事前に質問の内容を伝え、少年課の担当者に、取組のきっかけについて、電話調査を実施した際、担当者の話によると、「児童ポルノ、出会い系サイトに関連する通達が警察庁から続き、まとめて何かできないかと考えた。ちょうど、2007（平成19）年頃に県内で増え始めていた性に関連する福祉犯被害者の対策と合わせて、ネット上でのパトロールを強化することにした。」「そこで手掛けたのが、2009（平成21）年、インターネットに起因する児童の性被害根絶プログラムを策定することだった」と話す。その具体的なプログラムについては、4つの柱と15の推進項目から成り立っており、その内、サイバー補導は、その4本の柱の第2番目に当たる「有害サイトを利用している児童の補導活動などによる被害少年の早期発見・早期支援」に該当する。その第2番目の柱の推進項目には「サイバー補導による出会い系サイト等を利用する児童の補導活動を推進すること」とあり、それを根拠に行われている。「このプログラ

ムの発案者は、当時の少年課の育成係（現在のサポートセンター係）の3人の警察官が担当していた」ようである。担当者は、「早い段階で児童と接触することにより、児童が性犯罪の被害に遭うのを防ぐ狙いがあった」ことから、静岡県警はこの少年警察活動を「サイバー補導」と名づけ、新規事業として推進してきた。

始めた当初は、まず、専用のパソコンと携帯電話で出会い系サイト、プロフィールサイト、電子掲示板など、インターネット上をパトロールしていたようである。例えば、「静岡住みの14です。お小遣いくれる方いませんか?」、「夏休み中に童貞卒業したいね〜。お姉さんたちに癒されたいわ」など発見し、補導してきた。補導された少年たちの多くは、見た目にも問題のない「普通の子ども」で、そのうち数人は、出会い系サイト規制法違反（禁止誘引）や、児童ポルノ禁止法違反（公然陳列等）などの疑いにより家裁送致されている（静岡新聞、2010年4月10日）。また、主な動機については、「小遣い欲しさ」が理由で、「補導された少年の書き込みには、40人から50人の大人が返信メールを送ってくるという実態を保護者に伝え、助言することが出来たことはよかった。自分の子どもが有害サイトを利用していたことを知る保護者はだれ一人もいなかった。また、児童ポルノ画像の投稿サイトを発見した場合は、客になりすましに対して補導するか、あるいは、サイト管理者に対して削除要請をするなどの取組をおこなっていた。」（静岡新聞、2010年4月10日）。

2009年7月から2013年12月までの静岡県警の実績をみると、合計63人を補導している。2013年中は、107件の不適切書き込みを確認し、56人から返信があり、その内10人の少女を補導し（前年より3人増：静岡新聞、2014年2月27日）、開始時から2014年12月現在までの補導人数は、80人で、推計すると年平均10件程度の補導である。特に非行歴のあったのは2割程度で、家庭環境や生活態度に目立った問題のないケースが大半だった（静岡新聞、2014年12月17日）。

改めて、静岡県警のサイバー補導の起源と意義を振り返り、客観的に子どもの交友関係を見直すことの必要性を保護者に伝えることや、補導した少年に対して、直接具体的に説明し、注意と助言をする機会をつくることにより

効果と実績をあげてきた静岡県警のサイバー補導の取組は、今や全国に広がる少年警察活動の一つと位置づけられている。

2 サイバー補導の試行期間中の実施状況 (2013 年 4 月 15 日から同年 9 月 末まで)

警察庁の発表によれば、2013 (平成 25) 年 4 月 15 日から同年 10 月 20 日までの間、10 都道府県 (警視庁及び北海道警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、大阪府警察、兵庫県警察、広島県警察、福岡県警察) において、サイバー補導の試行が実施された。表 1 は、その時の試行中の結果である。補導人数は、18 歳未満の児童が 89 人で、18 歳と 19 歳も含めると合計 97 人が補導されている。

試行期間中に不適切な書き込みは約 2,000 件あり、そのうち警察官等が直接会ったのは 115 件であった。補導された 97 人を、「年齢別」にみると、18 歳未満 89 人 (女子 88 人・男子 1 人) で、残りの 8 人は、18 歳・19 歳だった。平均年齢は 16 歳で、「学識別」みると、高校生が 58 人、中学生が 14 人で、最年少は中学 2 年の 13 歳少女だった。「目的別」にみると、「下着販売」が 53 人、「援助交際」が 33 人、「両方」が 3 人であった。89 人の児童のうち、過去に児童買春等の被害に遭っているのは 43 人 (48.3%) となっている。児童の「非行・補導歴」については、「有」が 29 人、「無」が 60 人だった。

表1 試行期間中（10都道府県警）のサイバー補導の状況				
【試行期間】10都道府県警（2013年4月15日～2013年9月末）				計97人
中学生14人，高校生58人， 有職者1人，無職16人	援助交際	下着売買	両方	合計
	33人	53人	3人	89人
18歳・19歳	・「目的別」不明：8名			合計97人
●内訳：18歳未満89人（女子88人・男子1人），18歳・19歳：8人 ＊過去に児童買春等の被害体験ありの児童は43人（48.3%）。 ＊児童の非行・補導歴：有29人・無60人				

表2は、2013年4月15日から2013年12月31日の実施結果である（試行期間を含む）。2013（H25）年10月21日からは、各都道府県警察において全国一斉に本格実施されたので、補導人数は増加し合計158人となった。その内訳をみると、警視庁が62人で最も多く、広島県警が25人、愛知県警が18人と続いた。それ以外の19道府県警は実績をもつが、26県警はゼロとなっている。平均年齢は、試行期間よりもわずかながら下がり15.8歳で、最年少は13歳中学生だった。男女の内訳は、女子児童が150人（94.9%）、男子児童が8人（5.1%）であった。過去に、児童買春等の福祉犯被害歴を有する児童が82人（51.9%）おり、52人は、被害歴も補導歴もなかった。

表2 2013（平成25）年4月15日から同年12月31日（試行期間を含む）までのサイバー補導実施結果 *2013年10月21日からは全国展開				
●警察庁：18歳未満の児童 158人をサイバー補導				
目的別 / 人数	援助交際	下着売買	両方	合計
中学生	14	19	0	33
高校生	48	47	2	97
専門学校生	0	1	0	1
有職少年	4	0	0	4
無職少年	16	6	1	23
（合計）	82	73	3	158
非行・補導歴の有無	有41 無41	有19 無54	有1 無2	有：61 無：97
*過去に児童買春等の福祉犯被害歴を有する者：82人（51.9%）				
*平均年齢：15.8歳（最年少は13歳中学生）				
*女子：150人（94.9%）、男子：8人（5.1%）				

目的別にみると、「援助交際」が82人、「下着売買」が73人、「両方」は3人だった。そこに「学識別」をクロス集計すると、まず、「援助交際等」の場合、中学生が14人、高校生は48人であった。「下着売買」は、中学生が19人、高校生は47人で、「両方（援助・下着）」は、中学生が0人、高校生が2

人だった。また、児童買春等の福祉犯被害歴をみると、「有」が 62 人で、「無」は 96 人だった。続いて、「非行・補導歴」は、「有」が 61 人、「無」が 97 人で、「目的別」とクロス集計してみると。「援助交際が、有 41 人、無 41 人」で、「下着売買は、有 19 人、無 54 人」、「両方は、有 1 人、無 2 人」だった。

2014 年上半期（平成 26 年 1 月～6 月）をみると、全国各都道府県警察でスタートしたこともあり、18 歳未満の児童 220 人を補導している。その内、6 割近くが非行・補導歴がなかった。性別は、女子児童が 210 人（95.5%）、男子児童が 10 人（4.5%）で、最年少は 13 歳中学 2 年生で、平均年齢は 16.2 歳だった。「学識別」でみると、「高校生」が最も多く 143 人で、次いで「無職」45 人、「中学生」25 人の順だった。さらに、このとき補導された児童 111 人を対象に、書き込みに使用した機器を調べてみると、98.2%に当たる 109 人がスマートフォンを利用している。

さらに、「目的別」をみると、例えば、「援助交際」をもちかける書き込み（「サポできる人いませんか。3 人以上で」）などが 143 人で、「下着の売買」が 75 人、「両方」が 2 人だった。その中には、複数回にわたり再補導されている少女も含まれていた（2014 年 8 月 21 日日本経新聞と朝日新聞記事、及び「福井県安全環境部県民安全課平成 26 年度青少年のネット非行・被害対策情報」第 34 号より）。

3 サイバー補導の現状 ～聞き取り調査から～

警察庁は、サイバー補導の通達（警察庁丁少発第 143 号平成 25 年 10 月 10 日警察庁生活安全局少年課長通達）を发出し、平成 25 年 10 月 21 日から、全国の都道府県警察においてサイバー補導を実施している。その実施状況が徐々に明らかにされつつあるなかで、筆者は、実際どのような体制で推進しているか聞き取り調査を実施した。調査対象先については、試行 10 か所の内、千葉、兵庫を除く 8 か所（北海道、埼玉、警視庁、神奈川、愛知、大阪、広島、福岡）、及び、京都府警、静岡県警（電話のみ）、さらに地方圏の岩手県警、長野県警（電話のみ）を選らんだ。実施期間は、2014 年 3 月から同年 12 月の間に行った。調査方法としては、該当する警察本部少年担当課長宛に事前に質問紙を郵送し、訪問時に回答を得る方法をとった。主な質問項

目は、(1) 不適切な書き込みの発見の取組、(2) 交信作業の実施状況、(3) 現場接触・補導活動の体制と実施、(4) サイバー補導を端緒とした取締の強化状況、(5) 効果について、尋ねた。以下に、その調査結果をまとめ、若干の考察を加える。

(1) 不適切な書き込みの発見 交信作業については、本部少年課において、サイバー補導用機器（スマートフォン）を置き、それを用いて現場設定に向けて交信作業を実施している。あるいは、警察署は、不適切な書き込みを発見した後、本部少年課へ報告するといった手順を経てサイバーパトロールの実施担当者が交信作業を行っている。

サイバー補導用のスマートフォンについては、警視庁は、2014 年 4 月から島嶼（とうしょ）部を除く 97 の警察署にスマートフォンを配備し、108 台が稼働できる態勢をとっている。また、広島県警は、ネットに起因する LINE 少女殺人事件があったことをきっかけに、スマートフォンを 11 台に増やし、本部少年対策課と主な警察署にそれを配布し、ネット上での監視体制を強化している。それ以外の道府県警では、概ね、1 台～3 台のスマートフォンを配備し、それに加えて、タブレット端末 3 台を置くなどしている。

体制は、警視庁のように専従の警察官を 2 人配置しているところを除くと、本部少年課員が交替でサイバーパトロールを行っている。なかには、女性警察官 2 名で対応したり、サイバー補導班員（11 名）の中から男女が交替で 2 名対応に当たるなどしている。いずれも数名の担当者が、少年課の日常業務を遂行しながら、交代で発見作業を行っているのが現状である。

(2) 交信作業の実施状況 警察庁少年課は、警察側から少女らにメールなどを送ったものの現場で接触できなかった件数は 1 万件以上あったと発表している（2015 年 3 月 12 日付警察庁広報資料及び、読売新聞夕刊）。ただし、この数字の 9 割近くは、警視庁の取組によるものである。現場設定に向けた交信作業の実施は、膨大な検索数から、対象となる援助交際や下着売買など、不適切な書き込みを発見する作業工程があり、その確認作業は容易ではない。その上、交信作業の範囲は予算の関係で限られているため、援助交際につながる書き込みが発見しやすいとされる有料通話アプリの掲示板には、

アクセスできない。しかし、最近の傾向としては、「無料アプリに不適切な書き込みする児童が増えている」といった担当者からの声も聞かれた。また、仮装しながらも人定事項等を書き込んだり、金銭等の条件提示などししないよう注意を払いながら、担当者は、「メッセージのみ」の交信で現場接触につなげるように努めている。

実際には、ID 交換掲示板や出会い系アプリなどに書き込まれている内容を見ると、例えば、「2 万、3 万円で会える人」「今すぐ会える人」等を発見し、「はじめまして!」「掲示板みました! さくっとどうですか?」「3 万円?」「今から会えるの?」「わかりました・・・どこらへん?」「待ってま〜す」といった流れで交信している。文体も堅苦しさをなくして、誠実さが伝わる短い文章で返信している。また、メールであれば、顔文字や絵文字を使用したり、ラインであれば、スタンプを使用したり、少年が返信しやすいような形で交信をおこなっている。

しかし、対象者の多くは、「写メ見してくれるとうれしいです!」といったように顔写真が載った「写メール」の送信を要求してくることが多い。しかし、サイバー補導は、身分を隠し交信を行っていることから、写真を送って身分が分かってしまうことや、他の人の写真を添付することは出来ない決まりになっている。さらに最近の傾向としては少女から、金銭に代わる「・・・ID 番号」の提示を求めてくるが増えている。そこでも、写メや ID 番号といった要求に応じられず、結局、途中で交信が途切れる件数が大半である。また、具体的な金額を示し、援助交際を誘う書き込みをすることや、書き込みのない掲示板に、ことさら援助交際を誘う書き込みをすることはしていない。そこが、サイバー補導の交信作業の限界がくる。そもそも少女らは、一つの書き込みに対して男性から数十件の返信がくる。警察担当者も仮装とはいえ少女たちから選らばれる存在でなければならない。常にジレンマが生じる作業となることは明らかである。だからといって、行き過ぎた書き込みはできない。書き込みの内容次第では、接触後に、交信時の会話について、児童や保護者等から「警察が誘った」「金額が良かったから誘いに応じた」といった苦情を受ける可能性があることから、本部少年課の幹部は、法律違反を行わないよう指導を行っている。しかし、警察署段階では、担当者にまかせ

ているところもあり、周囲のチェックする体制が弱くなることは否めない。こうした危惧感を持ちつつ実施するサイバー補導の現場では、「道府県本部どまりが良いのではないか」という現場の声が多く聞かれた。

（３）現場接触・補導活動の実施 現場接触に向かう体制をみると、主に女性警察職員 1 名を含む 3～4 名体制か、あるいは男性と女性の警察官からなる 3 名～5 名の体制で実施しているところが多い。

継続補導を積極的に推進するところでは、警察署少年係と少年サポートセンターと連携し、女性の警察官と補導職員を含む 3 名～4 名体制で現場に向かい、少年の対応に当たっている。その後は、少年サポートセンターを拠点に継続的な支援プログラムに繋げている。

筆者の聞き取り調査から、2013 年度（2013 年 4 月から 2014 年 3 月末）までの補導人数については、警視庁が 230 人と最も多く、一部 20 人～40 人前後の県警もあるが、概ね 18 歳・19 歳（指導・助言の対象）の少女を加えても、補導人数が一桁台の県警もある。

2013 年度は、試行期間を含め初年度ということもあり、「県内初の補導と検挙」といった新聞報道がみられるなど、ネット上でも関心の高さが伺える。2014 年に入ると、補導人数が増加していくが、警視庁以外は、元々 18 歳未満に限定しておらず、18 歳未満と、18 歳～19 歳も含めて補導人数を計上している。

今回の調査結果（記述回答部分）のうち、「非行・補導歴の有無」をみると、地域差がみられる。例えば、警視庁や大阪は、「非行歴あり」よりも「非行歴なし」の少女が補導されている率が高く、警視庁は「非行・補導歴なし」が 2.5 倍であった。

担当者の話では、「非行歴なし」の児童のうち、「下着販売」するケースが増えているという。その特徴は、「毎日高校に通う見た目もどこにでもいる普通の少女」で、「少女らに話を聞くと、下着売買への危機意識が薄い」といった印象をもっていた。

下着の相場は、「生脱ぎ、手渡、更なるオプションは別要相談」として、「都内なら 4000 円前後」で、「上下での購入なら値引する」のが関西で、「上下の下着を高値で売る、福岡」といった違いがみられる。下着売買の主な動機

については、「おこずかい欲しさ」が多く、援助交際の場合は、「お小遣い稼ぎ」も主な理由の一つではあるが、「学費や修学旅行費」「生活費」「もうこれ以上親に言えない、迷惑かけられない」といった、やむを得ない理由から、援助交際を求める少女がいる。そのような少女は、サイバー補導で再び補導されることがあることから、最初に補導した時点で、よく少女の話を聞き、継続補導と合わせて、保護者支援を行うことが必要となる。

さらに聞き取り調査を進める中で、警視庁が実施した補導児童へのアンケート結果（平成25年4月15日～平成26年6月30日）によれば、「見知らぬ相手と会うことについて危険との認識を持つ児童は約49%」で、約半数の児童は見知らぬ相手と会うことに抵抗感を持っていなかった。サイバー補導の活動時間については、「少年の書きこむ時間帯が、夜中というよりは、学校にいてと思われる時間帯にスマートフォンからネット上に書き込みをしている」場合も多く、「夕方の帰宅途中に、下着販売などをする高校生が補導されている」といった話があった。サイバー補導の特徴は、街頭補導の時間帯と違い、「昼過ぎから夕方の時間帯に少女と待ち合わせをして接触することも多く、下校途中の高校生もいる」、「補導された少女側も、夕方の人ごみのある大きな駅周辺を待ち合わせ場所にすれば、犯罪被害にあう危険性も低く、その割に効率良く稼げると考えている」といった話だった。

警察庁少年課の発表からも、補導した児童の「普段の生活リズムの中での投稿・返信・接触時間（A県の事例）」をみると、午前8時頃、あるいは、お昼前後に投稿し、即返信があり、待ち合わせ時間も13:00、13:50、17:00といったように、少女らの行動は決して夜間とは限らないことが指摘されている（2015年3月12日付「サイバー補導の現状と今後の課題について」）。今回、補導された少女らの行動パターンが夜とは限らないことや、「下着売買」は、手軽なバイトの延長線上にあることが分かった。

そして、広島県警や愛知県警などは、補導人数に対して、サイバー補導に起因する検挙件数の割合が高いこともわかってきた。過去の児童買春・ポルノ禁止法違反だけでなく、青少年健全育成条例、児童福祉法、職安法、売春防止法違反で事件化し、積極的に加害者の摘発をしている。

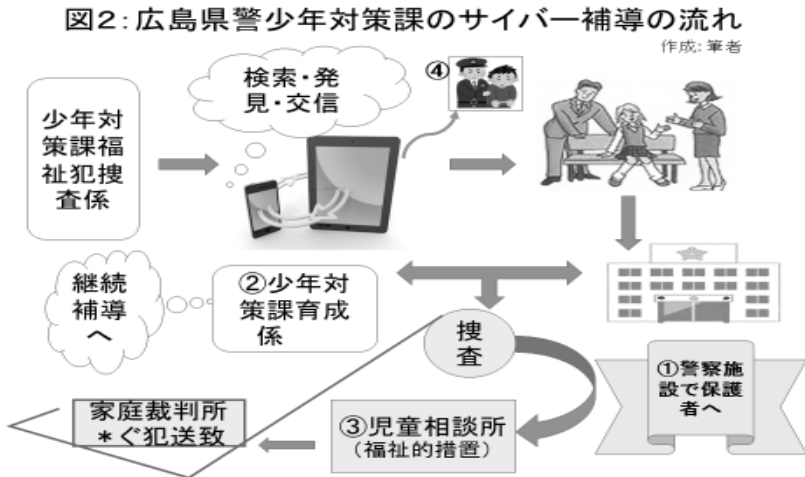
さらに、筆者が実施した調査から、サイバー補導を3つのタイプに整理す

ることが出来る（表3参照）。補導型（注意・助言，継続補導タイプ），②補導・検挙型（①と③を混合したタイプ），③事件検挙型（積極的に事件検挙の姿勢を取るタイプ）の3分類とした。現在までのところでは，②の「補導・検挙型」が最も多く，②と③のタイプが増えつつある。

表3 サイバー補導のタイプ別分類	
タイプ別	その内容
①補導型	警察施設（主に警察署）において直接本人に，「性交や金銭の供与を示して交際を誘引するメールを送らない」といった注意・指導をおこなう。保護者と連絡を取り出頭を求め，児童を引渡す（連絡措置）。学校には原則連絡しない。家庭における問題行動や少年の性格，環境などから判断して，家庭に問題がある場合は，家族関係の調整に努めるよう助言する。保護者の同意が得られた場合は，少年サポートセンターを中心に少年の立ち直り支援の措置をする。
②補導・検挙型	福祉犯事件に巻き込まれる前段での犯罪被害の予防策として，①補導型と，補導に起因して事件検挙に至る検挙型の③を混合タイプ。
③事件検挙型	福祉犯を捜査する係が不適切な書き込みの発見段階から担当する。現場接触では，被害少年を保護しつつも，少年が所持しているスマートフォン等の交信記録や少年の供述（「援助交際したことがある」旨）に基づき捜査に移行し被疑者を逮捕する検挙型。

（４）サイバー補導を端緒にした取り締まりの強化 警察庁の発表によれば，2014 年中のサイバー補導を端緒に摘発に結びついた件数は 127 件（前年比 92 件増）あった（毎日新聞夕刊 2015 年 3 月 12 日）。少女と現場接触してみてはじめて，美人局まがいで事件や，捜査を進めていく過程で人身取引事犯と判断されることがある。サイバー補導を端緒とした福祉犯の取締りの強化は，インターネット利用に起因した児童買春・児童ポルノ事件，及び，暴力団が介在する犯罪など，悪質性の高い福祉犯罪に対する取締りがおこなわれている。

図2は、積極的に検挙に取り組む広島県警のサイバー補導の流れを紹介したものである。広島県警の場合は補導・検挙型で、サイバー補導の担当は、少年対策課福祉犯捜査係にある。県内で県警は、2012年以降、客を装った風俗業者が、インターネットを通じて少女と会って脅し、店で働かせるという「援助交際狩り」が相次いだこともあり、広島県警少年対策課は、全国に先駆けて、2013（平成25）年12月2日から同年12月28日を「補導強化期間」を設け、集中警戒を行った（他県警でも強化期間を設けているようである）。



その結果、広島県内などの14歳～19歳の少女26人を補導している（再補導を含めれば延べ29人で、その内5人が家出少女だった）。「学識別」でみると、定時制高校生7人、全日制高校生5人、中学生4人で、その他はアルバイトや無職だった。主な動機については、洋服やカバン・化粧品を購入するための「小遣い稼ぎ」が半数以上（17人）を占め、「生活費を稼ぐため」と「友達に誘われた」が各4人だった。その内1人の少女（15歳）については、売春防止法（5条違反の勧誘）容疑で、さらに捜査を継続させた。その時、補導された少女26人のほとんどは保護者に引き渡されたが、3人は家裁

が少年鑑別所での観護措置を決め、他に、家出中だった2人は、児童相談所へ引き渡された（中国新聞及び、朝日新聞、毎日新聞〔地方版記事〕2014年1月9日）。

図2に示す「サイバー補導の流れ」にもあるように、補導後の流れは、ほとんどの少年は、保護者と共に自宅に戻る。ただし、不適切な書き込みの中で、出会い系サイト規制法及び売春防止法違反等の法令に抵触するおそれがある少年を発見した場合は、犯罪捜査を先行させている。図2の流れに沿ってみていくと、①警察施設内で本人と保護者へ注意・指導をおこない、保護者に直接引渡すが、その場合、少年が補導されても、原則、警察から学校に連絡することはしていない。次に、②少年の立ち直り支援につなげたる場合は、継続補導へと進む。

そして、③保護者への注意喚起だけは難しい家庭環境や交友関係に問題がある場合は、「虞犯の取扱い」として、児童相談所の調査を経て福祉的措置にするか、あるいは、家庭裁判所へぐ犯送致する場合がある。また、この流れとは別に、④サイバー補導を端緒に、補導した少女らの供述に基づいて過去の児童買春・ポルノ禁止法違反事件などが発覚した場合は、加害者の摘発に向けて積極的に「捜査」を行っている。

今回、広島県警少年対策課が、15歳の少女を売春防止法違反（勧誘）容疑で取り調べを行ったのは、異例といえる。補導した少年からの聴取等により、児童買春等の事件の検挙つながるなど、サイバー補導を端緒に厳しい取締り姿勢がうかがえる。その為、この取り組みに関心のある一部の研究者や弁護士などから「一種のおとり捜査ではないか」といった意見がネット上にみられた。

広島県警の流れと同様に、愛知県警（福祉犯対策室事件係が担当）は、さらに、福祉犯被害から少年を保護する姿勢とともに、サイバー補導を端緒に、捜査を積極的におこない、厳しい姿勢で検挙に繋げている。また近時、愛知県警は、新たに、「不良行為の種別及び態様：17 その他」の部分に、JKビジネスへの就労や店舗への出入り、スカウト、客引き行為などを、「不健全就労」として独自に不良行為を加えている。さらに、愛知県は、全国初の「JKビジネス」に対する規制を設け、2015年2月25日、少女の接客サービスを売

りにする「JK ビジネス」の全面的な禁止をする「青少年保護育成条例」の改正案を愛知県議会に提出している（同様の条例については、神奈川県が個室影響店舗、東京都新宿区・千代田区は客引き行為に限られている）。今回の愛知県の改正案をみると、水着や制服を着用しての席客などの7項目が、JK ビジネスに当たる有害役務営業として、最長6カ月の営業停止命令と命令違反（1年以下の懲役または罰金50万円以下）などの罰則規定を設けている（施行は2015年7月1日を予定）（朝日新聞地方版2015年2月20日）。ただ、この条例では、18歳未満の児童の接客、勧誘の禁止を規定するだけで、18歳の現役高校生3年生は該当しないままである。愛知県のJK ビジネスの取締強化の動きは、今後も続くと考えられる。

（5）効果について サイバー補導は、本来、少年法の健全育成の理念を踏まえて、ネット上に不適切な書き込みをする少年を発見し、接触後、注意・指導すること、そして、その補導によって福祉犯被害から少年を保護することを目的としている。その効果について、警察庁少年課が発表した「サイバー補導の現像と今後の取組について」（2015年3月12日付）によれば、一つは、「児童597人を補導したことにより児童の保護と非行防止に寄与」したこと、そして、「補導した児童の約半数は過去に児童買春等の福祉犯被害にあっており、補導した児童からの聴取等により児童買春等の事件を検挙」した点をあげている。

筆者の聞き取り調査の結果（記述回答）からも、警戒感が広がったのか「出会い系サイト・コミュニティサイトの18歳～19歳の書き込みが激減した」、あるいは「児童による書き込みが減少」した。また、「警察がサイバー補導しているという認識が中高生の間に広まった」とする。そして「補導したことで、福祉犯事件に巻き込まれる前段での指導ができた」、あるいは「児童と直接面接し、見知らぬ相手と安易に会うことの危険性を説諭できること」のメリットや、「保護者へ直接、注意喚起・指導することができ、現状をしっかり認識してもらい、書き込みが常習化する前に一定の歯止めをかけることができる」といった保護者への効果をあげている。

また、報道の活用から「密着取材を実施し報道を通じて危険性について周知している」とし、関心の広まりをあげている。さらに、「サイバー補導の

活動を通して、非行防止教室、被害防止教室、各種講演会等で、児童が安易にネット利用により、性犯罪被害にあわないよう予防と啓発活動を実施している」ように、多くの都道府県警は、学校の講演などによって、保護者への注意喚起と啓発活動を行う機会が増えている。これらの回答からも、サイバー補導は、非行や不良行為の防止と犯罪被害の防止という点から一定の効果はあったといえる。

5. 今後の課題

本稿では、聞き取り調査を踏まえて、新たな少年警察活動の取組の一つである「サイバー補導」の現状と課題について検討してきた。その結果、いくつかの課題もみえてきた。

いまだ衰えることがない「JK（女子高生）」人気に、性風俗産業は、依然として女子高生というブランドを維持している。その看板を外すことなく少年の性を売り物とする新たな形態の営業店（無許可を含む）の出現は後を絶たない。また、ネット上には、出会い系アプリや、友達を募集する掲示板が乱立し、人気のあるアプリほど、ロコミを中心に女子高生や女子中学生の間ですぐに広まり把握が後追いになる。そのロコミを情報と信じ、非常に軽い気持ちで、出会い系アプリを利用する無防備な中高生は増えている。その結果、不特定多数が出会うサイトを通じて、性犯罪に巻き込まれるケースは後を絶たない。

サイバー補導を実施して以来、補導された少女たちが所持するスマートフォンには、数百人程度の交流相手（福祉犯被疑者を含む）の連絡先が入っていたとしても、証拠が不十分な場合が多いために、福祉犯捜査の対象にするには難しいケースが多く、サイバー補導を端緒に、どこまで積極的に悪質性の高い福祉犯被疑者の検挙につなげることが出来るかである。聞き取り調査を通じて、少年課には、少年育成を担当する係と、福祉犯の捜査につながる係があり、どこまで連携を密にできるかである。

サイバー補導の特徴について警察庁は、「街頭補導と異なり児童と接触できないことがあるなど手間がかかる」と述べている（広報資料 3 月 12 日付）。確かに「手間がかかる」が、これは特徴ではなく、今後の取組の課題として示すべきである。今回の調査からも、一番の課題は、「変化し続けるネット上にある掲示板の情報がほしい、その為には人手の確保とスマートフォンの台数が必要である」といった担当者の声があった。

つまり、発見と交信作業の際、「効率よく検索できる仕組みが欲しい」ということである。ネット上にあふれる交流サイトの掲示板の中から、不適切な書き込みを発見する作業は、容易ではない。変化を続ける掲示板等のサイトの情報を、取りまとめてくれる人材と、情報共有できる仕組みが欲しいということである。また、交信作業は、街頭補導と異なり、少女らに選ばれる存在になってはじめて、現場接触に至ることになる。サイバー補導は、地道な作業を伴うだけに、今回触れなかったが、サイバー対策室の存在を含めて、今一度、効率化について検討が必要である。

実施体制については、女性を含む複数で対応する現場接触時の体制の確立、役割分担、応援体制の確保、近隣警察署との連携、少年サポートセンターが行う継続補導へのプログラムの拡充が最も必要となる。現状では、補導した後、保護者の同意が必要なため継続補導につながっている件数は少ない。サイバー補導の場合、少年に注意・指導し、保護者を呼び危険回避できたことを伝えるなどして、帰宅させるという流れが主となっている。補導された際には、少年自身も自らの軽はずみな行いに、反省を述べている。しかし、援助交際等で再補導されている少年については、見えない理由が他にもあるかもしれない。例えば、保護者から虐待を受けている場合には、安易に急いで保護者へ連絡することが、解決にならない場合もある。

サイバー補導の目的に照らし、その場限りの補導とならないよう、少年の話を継続的に聞ける体制が必要となるだろう。そして、保護者への支援体制もまた足りていない。少年が家に戻った時、何も変わっていない親の姿をみて落胆し、数時間後には、友達を探し、同じあやまちを繰り返すことになる。サイバー補導を担当する警察官にとって、ネット社会で子どもたちを守るた

めに最大限出来ることを考えつつ、若者の志向に敏感に対応して、いかに効率よく彼らに接触ができるかが今後の課題といえる。

6. おわりに

サイバー補導を端緒に、過去の児童買春・ポルノ禁止法違反事件などが発覚して、摘発につながるケースが増えている。サイバー補導については、一種の「おとり」の手法ではないかといった意見がある（信濃毎日、2014年3月3日）。それ以外でも、沖縄県や徳島県⁷の公安委員会定例会議の議事録にも、「おとり捜査に繋がらないか」といった質問が記録されている。その一方で、従来の街頭補導だけでは対応できないとして、このような手法を用いるのは、やむを得ないと言った意見もあった。

確かに、サイバー補導の手法は、少年とのやりとりのなかで、警察職員の身分を秘匿していることは事実である。そのことから、警察庁が発出したサイバー補導の通達（警察庁丁少発第143号）に基づき、各都道府県警の裁量と、留意事項を示し、業務管理の徹底と、慎重な取組が求められている。

「補導」はもともと法律上の定めがないとはいえ、国家公安委員会規則「少年警察活動規則」の中で、きちんと定められている少年警察活動の一つである。そしてネット上のサイトに書き込みをした少年たちは、サイバー補導を端緒に、不良行為少年として事情を聴かれ（携帯電話の確認も含む）、特に、援助交際を繰り返していた少女については、児童買春の被害者であるとともに、健全育成の観点からぐ犯少年として家庭裁判所送致されることもある。なかには売春防止法違反容疑に切り替え、捜査が始められるケースも確かにあり、その様なケースでは、サイバー補導が、おとり捜査と類似の構造を有していることは否定できない。その意味では、おとり捜査と類似の法益侵害ないし、その可能性があり得るとの見方で考えれば、おとり捜査に3条件を示した大麻事件の最高裁判判断（平成16年7月12日第一小法廷決定）は参考になるだろう。そしてサイバー補導は、あくまでもサイバー捜査ではなく、援助交際等の未然防止と少年の健全育成を図る事を目的として始めた事業で

ある。あくまでも、少年の健全育成と、犯罪被害の防止を目的とする手段であると解釈すれば、特に、直接の被害者がいないことになる。つまり、少年の社会権を保障する保護主義の立場からとらえれば、サイバー補導は肯定され则认为る。

今後の研究とするが、問題指向型警察活動（problem-oriented policing）の一つとしてサイバー補導をとらえてると評価すべき点が多い。また、従来のような街頭補導だけでは対応できないネット社会の現状にあることから、引き続きサイバー補導を推進できる警察内での人材発掘の工夫が求められる。今後も少年警察活動の柱の1つとして、各地でサイバー補導が生き残れることを願うばかりである。

参考文献

- ・木原茂 a「サイバー補導の推進～インターネットに起因する福祉犯被害から児童を保護するために～」捜査研究 No.754（2014.1.5）pp.28-35
- ・木原茂 b「サイバー補導の推進～インターネットに起因する福祉犯被害から児童を保護するために～」KEISATU KORON（2014.2）pp.11-19
- ・『月刊警察』No.364（2014.1）pp.121-123
- ・少年実務研究編著『少年事件捜査等 書類作成の手引き』（第三版）立花書房（2010）

注

- 1 2014 年中の「18 歳未満の児童」の補導人員は 439 人で、その内、422 人（96.1%）が女子だった。平均年齢は 16.1 歳で、学識別にみると、高校生が 309 人（70.4%）と最多で、無職 72 人（16.4%）、中学生 45 人（10.3%）であった。目的別では、「援助交際など」が 284 人（64.7%），「下着売買」が 150 人（34.2%），その「両方」が 5 人だった。また、「非行・補導歴」ともない児童は全体の 6 割を占めていた。（毎日新聞，朝日新聞 2015 年 3 月 12 日夕刊 10 面）。
- 2 特に、1986 年のポケベルサービスは若者文化に浸透し、さらに 1989 年ダイヤル Q2 サービスの開始は援助交際を若年層にまで広げ、90 年代になっても一部の少女たちの間で、ポケベル等のツールを活用し援助交際が続いた。
- 3 横山實「最近激減している非行少年」『少年問題研究（平成 26 年度）警察政策学会資料第 80 号 2014 年 12 月 pp.110-112 参照。

- 4 少年の福祉を害する犯罪を福祉犯と呼び、次の法令（児童福祉法、売春防止法、職業安定法、労働基準法、風営適正化法、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法、毒物及び劇物取締法、覚せい剤禁止法、青少年保護育成条例、出会い系サイト規制法）に基づいて検挙し、その被害者を救出保護している。
- 5 福祉犯の被害少年については、「当該福祉犯に係る捜査、前条に規定する支援のほか、当該少年が再び被害にあうことを防止するため保護者その他の関係者に配慮を求め、及び関係行政機関への連絡その他の同種の犯罪の発生を防止するため必要な措置をとるものとする」とある（規則第 36 条）。
- 6 平成元年には、不良行為少年の種別で「不純異性交遊」が「不健全性行為」に変わっている。
- 7 平成 25 年 10 月 31 日沖縄県公安委員会定例会
www.police.pref.okinawa.jp/kouan/teireikako/H25.10.31.htm, 及び、徳島県平成 25 年 12 月 9 日（月）総務委員会（付託）公安委 www.pref.tokushima.jp/_files/00591973/2511sof12.pdf